

IPマルチキャストに関わるルールについて

平成19年1月22日
事務局

放送の同時再送信に係る制度の見直し

著作権法改正の趣旨

IPマルチキャスト放送は、著作権法上の「自動公衆送信」に該当し、放送の同時再送信を行うためには、有線放送と比べてより広範な権利処理を行う必要がある。平成23年の地上アナログ放送の完全停波に向けて、地上デジタル放送の補完路として期待されているIPマルチキャスト放送による放送の同時再送信について、著作権法上の有線放送と同様の取扱いとすることが要望されていた。

このため、平成18年12月に著作権法を改正し、IPマルチキャスト放送等による同時再送信を円滑化するための制度面の整備の一環として、著作権法上の取扱いを見直し、一定の権利制限を実施。

原則として、平成19年7月1日に施行。ただし、入力型自動公衆送信による放送の同時再送信に係る実演・レコード製作者の権利制限の改正については、平成19年1月11日に施行。

放送の同時再送信の円滑化

■放送の同時再送信に係る実演家及びレコード製作者の権利の見直し

① 「IPマルチキャスト放送」による放送の同時再送信を円滑に進めるため、実演家及びレコード製作者の送信可能化権を制限し、放送対象地域内における同時再送信に関しては実演家等の許諾を要しないこととするが、実演家及びレコード製作者への補償金の支払いを義務づけ。

(第102条第3項～第5項関係)

② 「有線放送」による放送の同時再送信については、実演家及びレコード製作者に新たに報酬請求権を付与。(第94条の2(新設)、第95条第1項、第97条第1項関係)

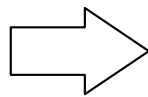
■非営利かつ無料で行われる放送の同時再送信に係る権利の見直し

③ 「IPマルチキャスト放送」による放送の同時再送信に係る著作者、実演家、レコード製作者及び放送事業者の権利について、放送対象地域内における同時再送信に関しては、「有線放送」による放送の同時再送信と同様に権利制限の対象。(第38条第2項関係)

■その他同時再送信に係る見直し

改正前 : 放送の同時再送信関係についての権利関係

	同時再送信手段	
	有線放送	IPマルチキャスト放送 (自動公衆送信)
著作者	許諾権	許諾権
実演家	無権利	許諾権
レコード製作者	無権利	許諾権



改正後 : 放送の同時再送信関係についての権利関係

	同時再送信手段	
	有線放送	IPマルチキャスト放送 (自動公衆送信)
著作者	許諾権	許諾権
実演家	無権利⇒報酬請求権へ	許諾権⇒報酬請求権へ
レコード製作者	無権利⇒報酬請求権へ	許諾権⇒報酬請求権へ

改正著作権法第102条第3項について

○第102条第3項の構造

第102条第3項は、次のような要素から成り立っている。

- ① 著作隣接権の目的となっている実演であって放送されるものは、
- ② 専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として、
- ③ 送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。)を行うことができる。
- ④ ただし、当該放送に係る第99条の2に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合はこの限りではない。

なお、改正法では「IPマルチキャスト放送」という用語は用いられていないが、現在の技術では、②の要件を全て満たすものとしてはIPマルチキャスト放送による同時再送信のみが想定される。

○放送の同時再送信(①について)

①は、同項による権利制限の対象となる実演について、「著作隣接権の目的となる実演」であって「放送される実演」であることを意味するものである。ここで、「**放送された実演**」ではなく、「**放送される実演**」と規定することにより、「**過去に放送されたことがある実演**」は含まれず、「**同時再送信**」だけが対象となることになる。

○放送対象地域制限(②について)

②は、放送を同時再送信する範囲について、**専ら当該放送について定められている放送対象地域内において同時再送信する場合に限られる**ことを意味する要件。放送対象地域が定められていない放送の同時再送信については権利制限の対象とならない。

※著作権法上の放送対象地域は、「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。」と定義されている。

○入力型自動公衆送信(③について)

③は、権利制限される実演家の権利について規定している。IPマルチキャスト放送により放送を同時再送信する行為はいわゆる「入力型」の自動公衆送信にあたる。実演家には、自動公衆送信を行えるようにする準備行為である送信可能化についての許諾権のみ与えられているため、ここでは実演家の送信可能化権を制限しており、また、その範囲について、「入力型」のみが対象であることが明示されている（「公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。」）。

※送信可能化には、サーバ等に情報を入力し続けることにより、情報の蓄積を伴うことなく送信を可能にするもの（入力型）と、情報の蓄積を伴うもの（蓄積型）がある。

○ただし書の内容(④について)

放送事業者は著作隣接権者として送信可能化についての許諾権を持っているが(第99条の2)、④は、同時再送信を行う放送を行っている放送事業者から送信可能化の許諾が得られていない放送の同時再送信については、実演家の権利が制限されないことを規定している。

(参考)著作権法 抜粋

(定義)

第二条 (略)

1～9の4 (略)

9の5 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分(以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。)に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。)の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続(配線、自動公衆送信装置の始動、送信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。)を行うこと。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 (略)

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。

3 放送され、又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。)は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家乗用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

4・5 (略)

(放送される実演の有線放送)

第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。次条第一項において同じ。)を受けない場合を除く。)には、当該実演(著作隣接権の存続期間内のものに限り、第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。)に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。)には、当該実演(第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2～14 (略)

(商業用レコードの二次使用)

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。)を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。)には、そのレコード(第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

(著作隣接権の制限)

第二百二条 (略)

2 (略)

3 著作隣接権の目的となつてゐる実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。)において受信されることを目的として送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。)を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

4 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。)を受けない場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

5 前二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐるレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替えるものとする。

(参考)文化審議会著作権分科会報告書

「文化審議会著作権分科会(IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係)報告書」の概要
(平成18年8月 文化審議会著作権分科会)

地上デジタル放送への移行への対応、他の知的財産権制度との調和の維持、模倣品・海賊版対策の強化という観点から、以下の3点について早急に検討する必要性が生じたため、法制問題小委員会において集中的に検討を行った。

IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について

(1) 基本的な考え方

○「放送の同時再送信」部分については、

IPマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信が平成18年末にも開始されることにかんがみ、早急に「有線放送」と同様の取扱いとする。その際、現在有線放送になされている有利な取扱いの内容について、有線放送の実情等の変化を踏まえ、適切なものに改める。

○ IPマルチキャスト放送による「自主放送」部分については、

(ア) 論点が広範にわたること、権利を制限される実演家等の理解を得るために十分な準備期間を設けた上で検討する必要があること

(イ) 放送新条約の検討状況や、今後の通信・放送の融合に係る放送法制の見直しの検討状況及びIPマルチキャスト放送の実態を見極める必要があること

から、直ちに制度改正を行うことはできず、今後、引き続き検討を行った上で結論を得る。

(2) 具体的措置内容

① 有線放送により放送を同時再送信する場合の規定の見直し

有線放送事業の大規模化等に伴い、実演家及びレコード製作者に新たに報酬請求権を付与することが適当。

② IPマルチキャスト放送により放送を同時再送信場合の規定の見直し

有線放送と同様、原則として、実演家及びレコード製作者に与えられている許諾権を報酬請求権に改めることが適当。

③ 非営利かつ無料で放送を同時再送信する場合の規定の見直し

基本的に、有線放送と同様に取り扱うべき。

④ 権利制限規定の在り方

⑤ 著作隣接権の付与及び一時的固定

⑥ 著作権契約の在り方

従来型の小規模な有線放送事業者への配慮が必要。関係団体の円滑な合意形成に向け、文化庁も適切な支援を行う必要がある。

(3) 通信・放送の融合の進展等を踏まえた今後の検討の在り方

IPマルチキャスト放送のうち、「自主放送」の部分の取扱いについては、事業の実態の推移や放送法制における位置付け等に留意しつつ、関係省庁間で連携をとりながら、引き続き検討を行うことが必要。

(参考)情報通信審議会答申(地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割)

<平成16年 諮問第8号 第2次中間答申> (平成17年7月29日 情報通信審議会)

第3部 「通信・放送融合」の積極活用等による「円滑なデジタル全面移行の実現」 第3章 「通信・放送融合」の成果の積極的活用

II 伝送路の融合

1 基本的な考え方

地上波は、「誰でも容易にアクセス可能」で「同時性・同報性」にも優れ、かつ「安価」で「安定」した伝送手段であることが過去数十年の実績によって立証されており、基幹メディアである地上放送の伝送手段には最もふさわしいものと考えられる。したがって、地上デジタル放送の伝送路については、アナログ放送の時代と同様、今後とも、地上波中継局によることを原則とすべきである。

しかしながら、2011年まで僅か6年を残すのみであり、前述したとおり、2011年アナログ停波の円滑な実現には、それ以前に十分な時間的余裕をもって、所要のすべての措置を終了することが必要となる。こうした状況にあつては、地上波中継に「並行」あるいは「代替」し得る伝送手段について、各々の伝送手段を担う事業者間の「公平な競争」の担保に配慮しつつ、あらゆる選択肢を検討し、可能なものは直ちに実行することが不可欠である。

(略)

2 IP伝送

(1) 基本的な考え方

(略)

IPは、回線の効率的な使用を可能とする優れた伝送方式の一つであり、公衆通信網において、そのIP化が現在急速に進展していることは既に指摘したとおりである。したがって、IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラ(以下「IPインフラ」という。)については、地上波放送と同等のサービス実現に必要な一定の条件が満たされた場合には、条件不利地域に限らず、地上デジタル放送を視聴者まで配信する伝送路として積極的に活用すべきであり、政府としては、技術・制度の両面から、これを促進するための環境整備に努めていくことが必要と考える。

(2) 第1次中間答申との関係

(略)

(3) IPインフラを用いた地上波再送信(以下「IP再送信」という。)の実現に向けた目標

当審議会としては、IP再送信については、2008年中に、HDTV品質によって、全国で開始することを目標として、政府及び放送事業者その他の関係者が所要の取組を推進すべきであると考える。

そして、IP再送信を行うための技術上・運用上の仕組みを確立するには、実地検証を含めて相当の期間を要することを勘案し、2008年までに再送信を実施するための仕組みを確立するため、都市難視聴上の効果の検証等を含め、2006年からSD品質においてIP再送信を開始することが必要と考える。

(略)

<平成16年 諮問第8号 第3次中間答申> (平成18年8月1日 情報通信審議会)

第1章 中継局ロードマップの具体化

(2) 補完措置の活用のあり方

③ 補完措置に係る今後の対応

- 1) 都市と条件不利地域の取扱い
- 2) 再送信同意条件の運用のあり方
- 3) 技術的条件の規格化の要否
- 4) 地域性の取扱い
- 5) 著作権処理のあり方
- 6) 補完措置の活用に係る透明性の確保のあり方

イ いずれにせよ、①補完措置の活用に係る条件と、その適用手続きの策定・公表、②条件の内容・適用について関係者の理解に齟齬が生じた場合の解決プロセスの明確化等については、基本的には、放送事業者が上記アに示した透明性の確保に配慮しつつ、電気通信役務利用放送事業者との協議を経て実施すべき事項である。

当審議会としては、放送事業者に対し、第2次中間答申で提言された再送信に係るスケジュールを踏まえ、この9月までに、上記①及び②を実行し、再送信同意の手続きに着手することを要請する。なお、現在放送事業者において検討されており、当審議会にも報告のあった、再送信同意に係る技術・運用面の条件に関する基本的な考え方(検討の途中経過のもの)について、参考として添付する。(参考資料7参照)